

環境創造センター運営戦略会議設置要綱

(目的)

第1条 環境創造センターが担う4つの機能について、福島県、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人国立環境研究所及び福島国際研究教育機構の四者が連携・協力して中長期にわたり取り組む具体的方針を策定するため、環境創造センター運営戦略会議（以下「運営戦略会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営戦略会議は、環境創造センターに関する次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 環境創造センター中長期取組方針の策定に関すること
- (2) その他環境創造センターの取組に関する重要な事項

(組織)

第3条 運営戦略会議は、別表1に掲げる役職にある者及び別表2に掲げる学識経験者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- 2 議長は、福島県副知事をもって充てる。
- 3 議長は、運営戦略会議の議事運営に当たる。
- 4 議長に事故ある時は、議長があらかじめ指名する構成員がその職務を代行する。

(会議)

第4条 運営戦略会議は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 運営戦略会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 別表1に掲げる役職にある構成員が運営戦略会議に出席できないときは、代理のものを出席させることができる。

(意見の聴取)

第5条 運営戦略会議は、必要に応じ構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(幹事会)

第6条 運営戦略会議における協議を円滑に進めるため、運営戦略会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表3に掲げる役職にある者をもって構成する。
- 3 議長は、福島県生活環境部政策監をもって充てる。
- 4 幹事会においては、運営戦略会議に付議する事案について協議調整する。
- 5 第4条及び第5条の規定は、幹事会について準用する。

(庶務)

第7条 運営戦略会議の庶務は、福島県生活環境部生活環境総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営戦略会議に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成26年5月12日から施行する。
- 2 この要綱は連携推進協定に運営戦略会議の設置を定めた時にその効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は平成27年1月21日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成27年4月24日から施行する。
- 2 この要綱は環境創造センターにおける連携協力に関する実施協定(平成27年4月24日締結)第4条第2項に基づき必要な事項を定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は平成30年6月25日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和3年8月17日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和4年1月24日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和6年7月8日から施行する。
- 2 この要綱は環境創造センターにおける連携協力に関する実施協定(令和6年7月8日締結)第4条第2項に基づき必要な事項を定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は令和6年10月23日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和7年3月4日から施行する。

別表1（第3条関係）

団 体 名	役 職 名
文部科学省	大臣官房審議官（研究開発局担当）
環境省	大臣官房審議官（総合環境政策統括官グループ担当）
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	理事
国立研究開発法人国立環境研究所	理事
福島国際研究教育機構	理事
福島県	副知事
	生活環境部長
	環境創造センター所長

別表2（第3条関係）

役 職 名	氏 名
東北大学大学院 工学研究科 教授	中田 俊彦
福島大学環境放射能研究所 教授	塚田 祥文

別表3 (第6条関係)

団 体 名	役 職 名
文部科学省	研究開発局原子力課長
環境省	総合環境政策統括官グループ 環境研究技術室長
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	福島廃炉安全工学研究所 廃炉環境国際共同研究センター長
国立研究開発法人国立環境研究所	福島地域協働研究拠点長
福島国際研究教育機構	研究開発部門 分野長 (原子力災害に関するデータや知見の 集積・発信分野)
福島県	生活環境部政策監
	生活環境総務課長
	環境創造センター所長